

平成 26 年度における e-Tax の利用状況等について

国税庁では、平成 26 年 9 月にオンライン手続の利便性向上に向けた「財務省改善取組計画」（改善取組計画）を策定し、e-Tax の普及及び定着に向けて取り組んでいるところです。

改善取組計画では、e-Tax の利用満足度やオンライン利用率などを評価指標として、平成 28 年度までに達成すべき目標を設定しており、今般、平成 26 年度における実績値が確定しましたので公表します。

《評価指標》	《実績値》	《前年対比》
○ e-Tax の利用満足度（目標：75%）	74.2%	（+0.9 ポイント）
○ 国税庁 HP「確定申告書等作成コーナー」の利用満足度（目標：85%）	83.6%	（+0.5 ポイント）
○ オンライン利用率 ※ 手続別の利用率は別紙 1 のとおり		
・ 公的個人認証の普及割合等に左右される 国税申告 2 手続（目標：58%）	53.0%	（+1.1 ポイント）
・ 上記以外の国税申告 4 手続（目標：72%）	71.0%	（+4.1 ポイント）
・ 申請・届出等 9 手続（目標：62%）	58.4%	（+0.7 ポイント）
○ ICT 活用率（目標：72%）	71.8%	（+3.0 ポイント）
※ 手続別の活用率は別紙 2 のとおり		
《参考》 ICT 活用率は、所得税申告及び消費税申告（個人）の総申告件数のうち、自宅等でインターネット環境を利用して申告書を作成した件数（書面提出分を含む）の占める割合です。		
○ オンライン申請の受付 1 件当たりの費用 （目標：対前年度比減少）	432 円	（▲1 円）
○ 国税申告手続の事務処理時間 （目標：対前年度比減少）	892,000 時間	（▲26,000 時間）
※ この評価指標は、改善取組計画の改定（平成 27 年 10 月）に伴い、設定されたものです。 （平成 27 年 10 月追記）		

※ 各評価指標の「目標」は、平成 28 年度までに達成すべき目標です。

○ オンライン(e-Tax)利用率

区分	年度	平成25年度	平成26年度	前年対比
		%	%	ポイント
所得税申告①	①	51.8	52.8	+1.0
消費税申告(個人)②	②	53.5	56.0	+2.5
公的個人認証の普及割合等に左右される国税申告2手続(①~②の計)③	③	51.9	53.0	+1.1
法人税申告④	④	67.3	71.6	+4.3
消費税申告(法人)⑤	⑤	65.9	70.3	+4.4
酒税申告⑥	⑥	92.3	90.9	▲1.4
印紙税申告⑦	⑦	64.5	62.8	▲1.7
上記以外の国税申告4手続(④~⑦の計)⑧	⑧	66.9	71.0	+4.1
給与所得の源泉徴収票等(6手続)⑨	⑨	47.5	49.4	+1.9
利子等の支払調書⑩	⑩	26.1	29.1	+3.0
納税証明書交付請求⑪	⑪	2.6	5.8	+3.2
電子申告・納税等開始(変更等)届出書⑫	⑫	99.5	99.5	0.0
申請・届出等9手続(⑨~⑫の計)⑬	⑬	57.7	58.4	+0.7

(注)1 財務省改善取組計画は、平成26年度から平成28年度までを対象期間とするものですが、前年比較等の便宜上、平成25年度についても利用率を算出しています。

2 「法人税申告④」及び「消費税申告(法人)⑤」のオンライン利用率については、分母となる年間申請等件数の確定時期の便宜上、前年度の年間申請等件数により利用率を算出しています。

3 「給与所得の源泉徴収票等(6手続)⑨」とは、「給与所得の源泉徴収票(及び同合計表)」、「退職所得の源泉徴収票(及び同合計表)」、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書(及び同合計表)」、「不動産の使用料等の支払調書(及び同合計表)」、「不動産等の譲受けの対価の支払調書(及び同合計表)」及び「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書(及び同合計表)」の6調書をいいます。

○ ICT活用率

区分	年度	平成25年度	平成26年度	前年対比
	所得税申告	利用件数	12,678,607 件	13,216,410 件
ICT活用率		69.2 %	72.1 %	+2.9ポイント
消費税申告(個人)	利用件数	692,691 件	741,676 件	107.1 %
	ICT活用率	61.8 %	65.8 %	+4.0ポイント
合 計	利用件数	13,371,298 件	13,958,086 件	104.4 %
	ICT活用率	68.8 %	71.8 %	+3.0ポイント

(注)1 ICT活用率は、所得税申告及び消費税申告(個人)の総申告件数のうち、自宅等でインターネット環境を利用して申告書を作成した件数(書面提出分を含みます。)の占める割合です。

2 財務省改善取組計画は、平成26年度から平成28年度までを対象期間とするものですが、前年比較等の便宜上、平成25年度についてもICT活用率を算出しています。

○ オンライン(e-Tax)利用件数

区分		年度	平成25年度	平成26年度	前年対比
			件	件	%
財務省改善取組計画の改善促進手続	所得税申告①	①	9,377,932	9,536,950	101.7
	消費税申告(個人)②	②	599,094	630,359	105.2
	公的個人認証の普及割合等に左右される国税申告2手続(①~②の計)③	③	9,977,026	10,167,309	101.9
	法人税申告④	④	1,733,944	1,848,056	106.6
	消費税申告(法人)⑤	⑤	1,286,024	1,367,749	106.4
	酒税申告⑥	⑥	38,655	38,303	99.1
	印紙税申告⑦	⑦	84,858	85,083	100.3
	上記以外の国税申告4手続(④~⑦の計)⑧	⑧	3,143,481	3,339,191	106.2
	給与所得の源泉徴収票等(6手続)⑨	⑨	1,711,421	1,796,095	104.9
	利子等の支払調書⑩	⑩	26,115	25,335	97.0
	納税証明書(交付)請求⑪	⑪	37,223	83,663	224.8
	電子申告・納税等開始(変更等)届出書⑫	⑫	2,812,527	2,683,560	95.4
	申請・届出等9手続(⑨~⑫の計)⑬	⑬	4,587,286	4,588,653	100.0
財務省改善取組計画の改善促進手続全体(③、⑧及び⑬の計)⑭		⑭	17,707,793	18,095,153	102.2
上記⑭以外の申請・届出等⑮		⑮	4,468,291	5,101,061	114.2
納付手続⑯		⑯	3,369,145	3,816,196	113.3
合計(⑭~⑯の計)			25,545,229	27,012,410	105.7

(注)1 財務省改善取組計画は、平成26年度から平成28年度までを対象期間とするものですが、前年比較等の便宜上、平成25年度についても利用件数を算出しています。

2 「給与所得の源泉徴収票等(6手続)⑨」とは、「給与所得の源泉徴収票(及び同合計表)」、「退職所得の源泉徴収票(及び同合計表)」、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書(及び同合計表)」、「不動産の使用料等の支払調書(及び同合計表)」、「不動産等の譲受けの対価の支払調書(及び同合計表)」及び「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書(及び同合計表)」の6調書をいいます。

○ e-Tax の普及・定着に向けた主な取組

これまでの取組

添付書類

e-Tax による所得税申告において、医療費の領収書や給与所得の源泉徴収票等の記載内容を入力して送信することにより、これらの書類の添付を省略（平成 20 年 1 月～）

電子署名

- ・ 税理士が納税者の依頼を受けて税務書類を作成し、e-Tax で申告等を行う場合の納税者本人の電子署名の省略（平成 19 年 1 月～）
- ・ e-Tax を利用できるパソコンを税務署に設置し、e-Tax の利便性を体験してもらい、翌年以降、自宅のパソコンから e-Tax を利用してもらうことを目的とした施策を導入（平成 20 年 1 月～）

インセンティブ措置

- ・ e-Tax 還付申告について、処理期間を通常の 6 週間程度から 3 週間程度に短縮（平成 18 年 11 月～）
- ・ 個人の自宅等からの e-Tax 還付申告のうち、1 月・2 月申告分については、2～3 週間程度で処理（平成 26 年 1 月～）

利用可能時間

- ・ 所得税確定申告時期について、e-Tax の 24 時間受付（平成 19 年 2 月～）及び日曜日のヘルプデスクの受付を実施（平成 22 年 2 月～）
- ・ 所得税確定申告時期以外の平日の受付時間を 24 時まで拡大（平成 25 年 8 月～）

システム改善等

e-Tax ホームページ及び納付手続等について、タブレット端末等のスマートデバイスへの対応（平成 26 年 6 月～）

今後の取組

添付書類

- ・ e-Tax で申告等を行い、別途書面で提出している添付書類について、書面による提出に代えてイメージデータによる提出が可能（平成 28 年 4 月から一部手続で運用開始予定。平成 29 年 1 月から対象手続を拡大予定）
- ・ 法人税申告の財務諸表等について、e-Tax で受付可能なデータ形式への変換機能を提供（平成 28 年 4 月から運用開始予定）

《参考》

平成 27 年度税制改正で決定された「e-Tax の新たな認証方式」については、「平成 28 年度税制改正の大綱」（平成 27 年 12 月閣議決定）において、日本年金機構における個人情報流出問題を契機として、行政機関等がオンライン手続により利用者から個人番号の提供を受ける際のセキュリティ対策が重要視されていることを踏まえ、納税者利便にも配慮しつつ、早期にセキュリティ対策やなりすまし対策について再検討を行った上で実施することとされました。（平成 27 年 12 月追記）